

令和 4 年 4 月 14 日  
東京工業大学

### 令和 3 年度における懲戒処分の状況について

本学における令和 3 年度の懲戒処分は、以下のとおりです。

処分の種類 処分事由	懲戒解雇	諭旨解雇	停職	減給	戒告
一般サービス関係 (ハラスメント)	0	0	1	0	0

#### <概要>

##### 【停職】

有期雇用職員（男性、50 歳代）に対し、令和 3 年 8 月 20 日付けで、停職 3 月の懲戒処分を行った。

当該職員は、本学キャンパス内に設置されたコンビニエンスストアにおいて万引きを行った。当該職員の行為は、窃盗という犯罪行為であるとともに、大学の名誉又は信用を傷つけ、秩序又は風紀を乱すものであり、国立大学法人東京工業大学有期雇用職員就業規則第 70 条第 1 項第 4 号、第 5 号、第 6 号及び同条第 2 項第 3 号の規定に基づき、停職 3 月の懲戒処分としたものである。

#### <コメント>

本学職員としてあるまじき行為であり、かかる行為は決して許されることではなく、厳正な処分を行いました。大学としてこのことを厳粛に受け止め、全学を挙げて再発防止にあたっていく所存です。

国立大学法人東京工業大学

理事・副学長 佐藤 勲